令和元年５月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和元年５月 10 日（金）　午前９時 30 分から

２．**開催場所**　大木町役場　３階第１会議室

３．**総会構成人員現在総数**　　18 名

４．**出席委員**　（18 名）

１番　北島　みゆき
２番　井手　正宏
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　静義
９番　野口　大空
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１５番　川村　公人
１６番　松枝　由朗
１７番　真辺　恵子
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（　０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　　廣松　栄治
係　　長　　荒巻　信二
書　　紀　　北原　俊佑

７．**議事内容**

１．議事

１）　農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）　農地法第３条の許可申請について
３）　農地法第５条第１項の許可申請について
４）　大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長

皆さんおはようございます。9時30分からの定刻ですが全員お揃いでございますので５分ほど早い状況ですけど開催したいと思います。

５月１日新しい元号、令和がスタートということで心機一転、良い年になればいいかなという風に思いましたけども、今日大きな地震があり、天候も非常に好天続きですが温度差がもの凄く激しいという状況で、全体的にちょっと地球環境がおかしくなっているんじゃないかな？と感じるこの頃でございます。

それから大木町においては、年明けて３回の選挙がありましたけれども大木町は１回も投票行動が行われなかったということで、これでいいのかな？と思っているところでございます。

それでは大木町農業委員会、会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席していますので本日の総会が成立したことを報告致します。

では、ただいまより５月の農業委員会を開催いたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようお願いいたします。

本日の議事録署名人を、(11番委員）山口委員、(12番委員）久良木委員にお願いいたします。

それでは議案第１号「農地法第18条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

（　朗読説明「省略」　）

議　長

事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員

（　意見なし　）

議　長

意見もないようですので質疑を終わります。

議案第１号の通知を終わります。

次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。

整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

（　朗読説明「省略」　）

農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。

議　長

事務局の朗読説明が終わりました。地元委員の廣松委員の意見をお願いいたします。

廣松委員　関係者の方が出られたので察しはつくかと思いますけれども、実は、この農地の傍の隣接する宅地を〇〇さんの方が購入されるということでございますけれども、この農地と一緒に売買したいという譲渡人の方の意向であります。
しかしながら〇〇さんの方が下限面積を持たないということで義理のお父さんになられる〇さんの方が買われるということでございます。
現地としては遊休農地化をしておりましたので、売買が成立したことを今後適正に管理して頂けるというとこで歓迎をしているところでございます。
問題はないと思いますので宜しくお願いいたします。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので質疑を終わります。
採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について現地調査委員の山口委員の意見をお願いいたします。

山口委員　５月８日に久良木委員と事務局とで現地確認に行って参りました。周りは住宅地の真ん中にあり、農業関係には影響しないと思われます。排水もしておりますので問題ないかと思われます。宜しく慎重審議をお願いします。

議　長　続いて地元委員の廣松委員の意見をお願いいたします。

廣松委員	ただいま現地調査委員から報告がありましたけれども、〇〇さんと〇〇さんは先程説明がありましたけど親子関係であり、〇〇さんが農業後継者ということで今回、本家の隣に分家住宅を建てられるということでございます。 報告がありましたように、農地に関して問題はないと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
議　長	現地調査委員、並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。 採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。 次に議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
松永靜義委員	７番の〇〇〇〇さんの自作地が〇〇㎡となっていますがよいですか？
事務局	今回買われる土地の元の〇〇さんも同じ農事組合法人で２人も構成員の場合、中間管理機構を通じて売買をされているときは解約をしなくて、そのまま所有権移転が出来るということです。
松枝委員	このまま公告するならば耕作権がない人が買われるような状況になるのではないですか？

事務局　　松枝委員さんが先月出席されていなかったので同内容という所ですが農地法の下限面積というのはおっしゃるように4,000㎡でございます。
ただこちらの所有権移転については経営基盤強化促進法を利用して機構を通して所有権を移転するという部分でございまして、これについて同一法人、同じ農事組合法人内の構成員の方に移転をする部分については中間管理事業を使っている耕作権を解約せずに所有権だけ移転できると、省令で変更があっております。それを利用している分ということで農地法の下限面積の適用は受けないという部分になっております。以上です。

松枝委員　　斡旋名簿というのはどんな条件があるのでしょうか。
例えば、法人に預けてしまうと耕作権がなくなってしまう、その場合に斡旋請人名簿についてはどうなりますか？

事務局　　まず斡旋譲受の名簿については〇〇〇〇さん自体が平成元年の時点で登録をされていた状態といった部分でございます。
あくまでも、所有権の移転という部分ですので農業経営基盤強化法で捉えておるのは法人の耕作面積がそれだけあるという所で効率的に耕作が出来るという部分についてはなんら支障がないので“所有権の法人の構成員内の移転については認めます”という様になっておりますので、それを利用した形での今回の手続きになっておるということでございます。

松枝委員　　斡旋名簿に載る場合について、その登録要件は何かありますか？例えば載ってしまえば永久に良いのか。取消という部分があるのか。そのような要件はあるのか。

事務局　　名簿の登録、一般的な個人さんの部分については取得後、大木町基準で8100㎡以上に取得後なる基準としてはございますけど今回の場合については、あくまでも後から省令で認められている手続きという形になりますので、実際に名簿に載っていらっしゃらない方が所有権移転だけする形になった時はそれ相応の審査が必要になってきますが、これについては所有権移転になりますので耕作については法人で行っておるので問題ないという取り扱いになっております。
名簿については随時、譲受けの名簿に登録されますので、登録をされた時点で取り消しになるまでは有効でございます。

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め議案第４号を承認することに決定いたします。
以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。